

公有財産の売払いについて

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

平戸市長 松尾 有嗣



1 入札の目的

一般競争入札により、平戸市の公有財産を売却する。

2 入札に付する公有財産

(1) 物件1：普通財産（宅地・雑種地）

【土地】所在地、地目及び地積

- ・平戸市大島村神浦字西町 154 番 1 宅 地 933.54 m²
- ・平戸市大島村神浦字西町 157 番 雑種地 51.00 m²

3 入札に付そうとする財産の行政的条件等

- (1) 現況有姿での引き渡しとする。
- (2) 平戸市は、売却財産について契約不適合責任を負わないものとする。
- (3) 当該物件は、都市計画区域外である。
- (4) 当該物件の地域一帯は、平戸市伝統的建造物群保存地区であり、建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却、外観の改修等を行う場合は、事前に平戸市の許可が必要である。

4 現地説明会

現地説明会は実施しないため、応札する者は、必要に応じ現地の確認を行うこと。

5 最低売却価格

当該物件1の最低売却価格は、3,659,700円とする。

6 入札に参加する者の資格

次に掲げる者は、入札に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の各号に該当する者。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は当該団体の構成員。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員。
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する破壊的団体又は当該団体の役員若しくは構成員。
- (5) 市町村税全般（個人においては国民健康保険税を含む。）及び事業者においては消費税及び地方消費税を滞納している者。

7 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加申込書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等は、次のとおりとする。
 - ア 入札参加申込書
 - イ 6 の（5）に該当しないことを証する「滞納がない証明書」（最新のものに限る。）
 - ウ その他
 - （ア）個人 本籍地の行政機関が発行する「身分証明書」（最新のものに限る。）
 - （イ）法人 「法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書」（発行日から 3 ヶ月経過していないものに限る。）
- (3) 申請書等の提出期間及び提出場所等
 - ア 期間 令和 8 年 2 月 24 日（火）から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 場所 平戸市役所財務部財政課

8 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 3 月 30 日（月）までに申込者あて「入札参加資格確認書」を発送する。

なお、入札の際は、「入札参加資格確認書」を持参すること。

9 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 4 月 9 日（木） 11 時 00 分から

場 所 平戸市役所 3 階大会議室

※入札当日の気象条件等により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるため、事前に確認すること。

※入札に参加される者は、必ず売却財産の現況、関係公簿及び諸規制などを自身で確認した上で応札すること。

10 入札保証金

入札前に、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を平戸市役所会計課（1 階）において納入し、領収書を入札会場に持参すること。

11 入札方法

- ・郵送及び電送による入札は認めない。
- ・入札参加者は、入札執行に先立ち、平戸市から参加資格があることが確認された旨の通知書「入札参加資格確認書」を提示すること。
- ・代理人が入札する場合は、申請者本人からの委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印をすること。
- ・入札回数は、1 回とする。
- ・落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上となった場合はくじ引きにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

12 無効入札

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- ・公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ・入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき。
- ・入札者又はその代理人が同一事項に対し 2 通以上の入札をしたとき。
- ・入札者が他の入札者の代理をしたとき又は 2 人以上の者の入札を代理したとき。
- ・入札者が連合して入札したとき。
- ・入札者が入札に際し、不正の行為があったと認められるとき。
- ・入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む）。その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ・代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ・入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ・最低売却価格に達しない金額で入札したとき。
- ・入札者が納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- ・資格を受けた者が行った入札であっても、入札日において平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき排除措置を受けたとき。

13 契約の締結

落札者は、令和 8 年 4 月 15 日（水）までに契約を締結すること。

14 契約代金の納入

契約締結後、令和 8 年 5 月 14 日（木）までに平戸市指定の納付書により指定の場所で一括納入すること。

15 所有権移転の時期

当該物件の所有権は、平戸市が契約代金の納入を確認した日付をもって移転する。

- 16 契約及び所有権移転登記に要する費用
買受人の負担とする。

- 17 その他

- ・本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、平戸市契約規則等の定めによる。
- ・その他不明な点の問い合わせ先は、次のとおりとする。

長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市財務部 財政課 契約管財班

電話 【直通】 0950-22-9110

FAX 0950-22-5178